清瀬市市制施行50周年記念事業実行委員会設置要領

(設置)

第1条 清瀬市市制施行50周年記念事業(以下「記念事業」という。)を市民と協働して実施する体制づくりを目的に、市民等による清瀬市市制施行50周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」)を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行委員会の所掌事務は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1)記念事業の基本方針の策定に関すること。
- (2)記念事業の検討に関すること。
- (3) 記念事業の市民参加等に関すること。
- (4)その他、記念事業に関し必要なこと。

(組織)

第3条 実行委員会の委員は、15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)一般公募による市民
- (2)その他市長が必要と認める者
- 2 実行委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、実行委員会を代表して会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から記念事業の終了の日の翌日をもって解散する。

(会議)

第5条 実行委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 実行委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 実行委員会の会議に委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。